

木 更 津 市 火 葬 場
指定管理者募集要項

令和2年7月

木更津市環境部環境管理課

目 次

	頁
1 対象施設の概要	1
2 火葬状況	1
3 施設の管理運営方針	1
4 管理の基準	2
5 業務の範囲	2
6 指定期間	2
7 指定管理料等	3
8 応募に関する事項	3
9 募集要項、仕様書の配布	5
10 現地説明会	6
11 質問及び回答	6
12 申請書等の提出先	6
13 指定管理者候補者の選定方法及び基準等	7
14 木更津市議会の議決等	7
15 指定管理者の指定手続き	8
16 協定の締結について	8
17 指定管理者の指定の取消	8
18 公租公課の取扱い	8
19 市内雇用	9
20 その他	9
21 問合せ先	9

(様式)

木更津市火葬場指定管理者募集要項

木更津市火葬場の指定管理者（管理運営を実施する団体）を次のとおり募集します。

1 対象施設の概要

- (1) 名 称 木更津市火葬場
- (2) 所 在 地 木更津市大久保 8 4 0 番地の 3
- (3) 施設概要
 - ① 敷地面積 13,984.56 m²
 - ② 建築構造 鉄筋コンクリート造（平屋建）
 - ③ 主要施設 本館（169.77 m²、火葬炉 3 基、炉前ホール、事務室等）
待合場（333.66 m²、ホール、和室 2 室等）
駐車場（30 台収容）
- (4) 施設完成年月日 昭和 4 2 年 1 0 月 1 6 日（待合場：昭和 5 8 年 3 月）
- (5) 都市計画決定 昭和 4 2 年 3 月 1 7 日（昭和 4 2 年木更津市告示第 6 6 5 号）
- (6) 経営許可年月日 昭和 4 2 年 1 0 月 3 0 日

2 火葬状況

年 度	火葬実績	1 日あたり平均火葬件数
平成 2 7 年度	1, 3 3 7 件	4. 5 件
平成 2 8 年度	1, 3 8 5 件	4. 6 件
平成 2 9 年度	1, 4 1 5 件	4. 6 件
平成 3 0 年度	1, 4 4 8 件	4. 7 件
令和元年度	1, 4 0 1 件	4. 6 件

※ 1 日最大 6 体火葬

3 施設の管理運営方針

木更津市火葬場の指定管理者には、公共施設の管理者としての公平性・非営利性をはじめ、利用者を尊重した高い倫理性が求められることを認識し、次の事項に留意して、質の高いサービスの提供に努めるとともに市民が安心して利用できるよう管理を行うこと。

特に「個人情報保護」及び「公平性・非営利性の確保」については細心の注意を払い、管理を行うこと。

(1) 施設等の維持管理について

ア 指定管理者が行う業務及び管理の実施基準を基に、施設等の機能等を十分に把握し、管理を行うこと。

イ 安全かつ清潔な管理に努めること。

ウ 適正な管理の保守点検を行うこと。

(2) 施設の運営について

ア 公の施設であることを念頭に置いた施設運営に努め、利用者に対して平等に接し、施設利用上の公平性を確保すること。

イ 利用者及び施設の安全対策に万全を期すこと。このため、危機管理体制を確立するとともに、市や関係機関との連携を整備すること。

ウ 積極的に利用者の意見を聞き、施設運営に反映するよう努めること。

エ 火葬場管理において取扱う個人情報に極めて特殊であることを十分に認識し、個人情報の漏えいや取扱いの範囲を超えて使用することのないよう、法令等を遵守し、個人情報保護対策に万全を期すこと。

オ 施設内及び事務所内での営業活動や斡旋行為、又はそれらに類する行為は禁止とし、非営利性を確保すること。(ただし、売店や自動販売機の設置等、利用者の利便に供すると市が認めるものは除く)

4 管理の基準

(1) 「墓地、埋葬等に関する法律」、「木更津市火葬場条例」その他関係法令の規定に従い管理運営を行うものとします。

(2) 休場日 友引の日及び1月1日から1月3日まで、市長が特に必要と認める日

(3) 使用時間 午前9時から午後5時まで及び市長が特に必要と認める時間

(4) 開場時間 午前8時30分から午後5時15分まで及び市長が特に必要と認める時間

※年間開場日数 約300日

5 業務の範囲

(1) 火葬に関する業務

(2) 火葬場の施設、設備等の維持管理に関する業務

(3) その他市長が管理運営上必要と認める業務

※詳細は、「木更津市火葬場指定管理者仕様書」によるものとします。

6 指定期間

令和3年4月1日から令和4年11月30日までの1年8箇月間とする。

(令和4年12月1日から4市共同による新火葬場が運用開始予定ですが、工期の遅れにより期間延長となる場合は、別途協議するものとします。)

7 指定管理料等

指定期間1年8箇月間年間の指定管理料の上限額は、46,750千円（消費税及び地方消費税相当額込み）とします。

※参考 令和3年度28,050千円、令和4年度18,700千円

8 応募に関する事項

(1) 応募資格

火葬場の管理運營業務の知識を有し、当該施設を安全かつ円滑に管理運営できる法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。

法人格の有無は問いませんが、個人での応募はできません。

複数の団体が連合体を構成して応募する場合には、あらかじめ連合体結成の協定書により定められた代表者が申請手続きを行うものとします。

(2) 応募者の制限

次のいずれかに該当する団体は応募することができません。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当するもの。
- ② 応募書類提出時点において、木更津市の一般競争入札の参加停止、又は指名競争入札の指名停止措置を受けているもの。
- ③ 木更津市税（ただし、木更津市内に事業所がある場合に限る。）、所得税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納しているもの。
- ④ 会社更生法、民事再生法等に基づく更生手続又は再生手続を行っているもの。
- ⑤ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2（議員の兼職禁止）、第142条（市長の兼業禁止）、第166条（副市長の兼業禁止）及び第180条の5（委員会及び委員の兼業禁止）に該当するもの。
- ⑥ 代表者、役員又はその使用人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の3若しくは第198条の規定に違反するとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しないもの。
- ⑦ 団体又はその代表者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しないもの。
- ⑧ 次に示す暴力団排除措置事由に該当するもの。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。）又はそれらの利益となる活動を行う団体であるとき。
 - イ 役員等が暴力団員（暴力団対策法第2条6号に規定するものをいう。）もしくはこれに準ずる者（以下「暴力団関係者」という。）であるとき又は、暴力団関係者

が経営に実質的に関与しているとき。

ウ 役員等が、自社、自己もしくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしているとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与しているとき。

オ 役員等が、暴力団または暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

カ 役員等が、暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。

(3) 提出書類

提出書類	提出部数	備考
① 指定管理者指定申請書	正 1 部 副 1 0 部	木更津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則 別記第 1 号様式
② 事業計画書	正 1 部 副 1 0 部	様式第 1 号
③ 収支計画書	正 1 部 副 1 0 部	様式第 2 号
④ 団体の経営状況を説明する書類	正 1 部 副 1 0 部	状況に応じた形式による。
⑤ 団体の組織及び概要を記載した書類	正 1 部 副 1 0 部	状況に応じた形式による。
⑥ 団体役員表	正 1 部 副 1 0 部	様式第 3 号
⑦ 団体の定款、寄付行為、規約又はこれらに類する書類	正 1 部 副 1 0 部	状況に応じた形式による。
⑧ 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書	正 1 部 副 1 0 部	状況に応じた形式による。
⑨ 納税証明書	正 1 部 副 1 0 部	状況に応じた形式による。 法人税、消費税及び地方消費税、法人市民税、固定資産税の納税証明書各 1 か年分
⑩ 構成団体を記載した書類	正 1 部 副 1 0 部	様式第 4 号
⑪ 連合体協定書	正 1 部 副 1 0 部	様式第 5 号

連合体で応募する場合には、指定管理者指定申請書、事業計画書、収支計画書、構成団体を記載した書類、連合体協定書以外の書類は、すべての構成員ごとに提出してください。

(4) 応募に関する留意事項

- ① 指定管理者指定申請書の提出をもって、募集要項及び仕様書の記載内容を承諾したものとします。
- ② 応募に必要な費用は、応募者の負担とします。
- ③ 指定管理業務履行に伴う法人市民税等の課税の有無及び税額等については、賦課権者に照会のうえ応募してください。
- ④ 提出書類の変更及び返却は認めません。
- ⑤ 提出書類等については、情報公開の請求により開示することがあります。
- ⑥ 申請書提出後に辞退する場合は、辞退届けを提出すること。
- ⑦ 木更津市が必要と認める場合は、応募書類以外の書類の提出を求める場合があります。
- ⑧ 木更津市が必要と認める場合は、応募書類の提出後に応募者に対してヒアリングを実施する場合があります。
- ⑨ 木更津市が必要と認める場合は、応募者が運営する類似施設等の実地調査を行う場合があります。
- ⑩ 応募書類の著作権は応募者に帰属します。ただし、木更津市は指定管理者の選定の公表等必要な場合には、応募書類の内容を無償で使用できるものとします。

(5) 無効又は失格

次のいずれかに該当する場合は、無効又は失格となります。

- ① 申請書の提出方法、提出先、提出期限が守られなかった場合
- ② 申請書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- ③ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されている場合
- ④ 虚偽の内容が記載されている場合
- ⑤ 同一の申請者が複数提案を行った場合
- ⑥ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ⑦ 著しく信義に反する行為があった場合

9 募集要項の配布

- (1) 配布期間 令和2年7月1日（水）から7月31日（金）まで
※閉庁日を除く
- (2) 配布場所 木更津市環境部環境管理課（木更津市クリーンセンター内）
〒292-0838 木更津市潮浜3丁目1番地
電 話 0438-36-1432（直通）
FAX 0438-30-7322
なお、募集要項は木更津市ホームページにも掲載されています。
- (3) 配布時間 午前8時30分から午後5時15分まで

(4) 郵送を希望する場合

郵送先を明記した210円分の切手を貼った返信用封筒（角2サイズ以上）を同封の上、木更津市環境部環境管理課あてに請求してください。

10 現地説明会

(1) 開催日時及び場所

開催日 令和2年7月6日（月）午前10時

場 所 木更津市火葬場

(2) 参加申込み

参加を希望する団体等は、「現地説明会参加申込書」（別紙1）に必要事項の記入のうえ、令和2年7月3日（金）午後5時までに持参又は電子メールで申込を行ってください。

(3) 説明内容

施設の現状等

(4) その他

- ① 説明会参加者については、1団体2名までとします。
- ② 指定管理者の募集に係る資料一式を持参ください。
- ③ 申請を行う場合は、できる限りこの説明会に出席してください。

11 質問及び回答

募集要項等について質問を受け付けます。

(1) 質問方法

質問書（様式第6号）を持参又は電子メールにより提出してください。

※口頭による質問については、受け付けできません。

(2) 受付時間

令和2年7月6日（月）から7月13日（月）まで

※令和2年7月13日（月）午後5時15分までに必着とします。

(3) 受付場所

募集要項配布場所に同じ

(4) 提出方法

令和2年7月20日（月）までに回答いたします。なお、応募者間の公平を期すため、質問及び回答を木更津市ホームページにおいて公表します。（質問者名は表示しません。）

12 申請書等の提出先

(1) 提出期間

令和2年7月22日（水）から7月31日（金）まで ※閉庁日を除く

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 提出場所

木更津市環境部環境管理課（木更津市クリーンセンター内）

(4) 提出方法

持参のみとします。

13 指定管理者候補者の選定方法及び基準等

(1) 選定方法

- ① 指定管理者の候補者となる団体等（以下「指定候補者」という。）は、市が設置する指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において審査の結果、順位第1位となった者とします。

なお、指定候補者の審査にあたり、選定委員会が必要と認めるときは、応募者に説明を求める場合があります。

また、審査の結果、基準に達する者がいないと認め、該当者なしとする場合があります。

- ② 指定候補者の審査にあたっては、別紙の「木更津市火葬場指定管理者候補者選定評価表」内の選定基準及び審査（評価）基準並びに配点により、総合的に審査します。
- ③ 申請者が現在指定管理者として指定されているもの1者だけであった場合は、簡易審査とします。選定基準ごとに審査（評価）基準を参考に可否を判断し、その結果に基づき総合的に可と評価した委員が半数をこえた場合に、指定候補者とします。

(5) 選定結果

- ① 指定候補者の選定は、令和2年10月の予定です。
- ② 選定結果を応募者全員に文書で通知するとともに、選定した指定候補者名及び審査内容の概要について公表します。

14 木更津市議会の議決等

- (1) 指定候補者の選定後、木更津市は地方自治法の規定に基づき、指定候補者を指定管理者に指定する議案を令和2年12月木更津市議会定例会に付議し、議決を受けることとなります。

ただし、市議会の議決を受けるまでの間に、指定候補者を指定管理者に指定することが著しく不適当と認められる事由が生じたときは、指定候補者の選定を取り消すことがあります。

- (2) 次に掲げる場合であっても、指定候補者が木更津市火葬場の管理運営を実施するために支出した費用、提供したノウハウの対価等については、木更津市は一切補償しませんので、あらかじめご了承ください。

- ① 上記(1)の議案を木更津市議会が否決したとき。
- ② 上記(1)の議案について、木更津市議会が会期中に議決に至らなかったとき。

- ③ 上記(1)ただし書により、木更津市が指定候補者の選定を取り消したとき。

15 指定管理者の指定手続き

木更津市は、市議会の議決後に指定候補者を指定管理者に指定します。その指定をしたときは、告示するとともに指定管理者指定通知書により通知します。

16 協定の締結について

指定管理者指定通知後、木更津市と指定管理者との間で協定を締結するものとします。(令和2年2月頃の予定)

協定内容は次のとおりとします。

- ① 事業計画書に関する事項
- ② 地方自治法第244条の2第7項に規定する事業報告書に関する事項
- ③ 市が支払うべき指定施設の指定管理料に関する事項
- ④ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- ⑤ 指定施設の管理に関し保有する個人情報(木更津市個人情報保護条例(平成11年木更津市条例第4号)第2条第1号に規定する個人情報をいう。以下同じ。)の保護に関する事項
- ⑥ 指定施設の管理に監視保有する情報の公開に関する事項
- ⑦ 前各号に掲げるものの他、市長が別に定める事項

17 指定管理者の指定の取消

指定管理者が行う施設の管理の適正を期するため、次に掲げる事由に該当する場合には、地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じることがあります。

- (1) 指定管理者が、木更津市が行う管理業務及び経理の状況に関する必要な報告の要求、実施調査又は必要な指示に従わないとき。
- (2) 指定管理者による管理を継続することが適当でないと木更津市が認めるとき。

18 公租公課の取扱い

指定管理を行う施設を事業所として木更津市に法人市民税の届出を行うこととします。また、新たに設置した償却資産にかかる固定資産税などの納税義務者となる可能性があります。

詳しくは、市税については市役所市民税課及び資産税課へ、県税については木更津県税事務所(Tel.0438-25-1110)へお問い合わせください。

19 市内雇用

公の施設の管理に伴い、新たに発生する雇用については、率先して木更津市民の雇用に努めるとともに、物品及び役務の調達に当たっても、可能な限り地元業者に発注するように努めるものとします。

20 その他

(1) 要項の遵守

指定候補者がこの要項に反した場合は、指定候補者の選定を取り消すことがあります。

(2) 留意事項

選定委員会委員に対して、本件募集についての接触を禁止します。接触の事実が認められた場合には失格（選定後に判明した場合には取り消し）となることがあります。

21 問合せ先

〒292-0838 木更津市潮浜3丁目1番地

木更津市環境部環境管理課生活衛生係

電話 0438-36-1432

FAX 0438-30-7322

電子メールアドレス kankyou@city.kisarazu.lg.jp

(別紙1)

木更津市火葬場 現地説明会参加申込書

団体名			
代表者氏名		設立年月日	年 月 日
団体所在地			
担当部署		担当者	
電話番号		FAX番号	

(規則別記第1号様式)

令和 年 月 日

木更津市長 渡辺 芳邦 様

申請者
所在地
名称
代表者氏名
連絡先(電話) ⑩

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

木更津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第3条の規定により、次の公の施設について、指定管理者の指定を受けたいので申請します。

- 1 施設の名称 木更津市火葬場

(様式第1号)

令和 年 月 日

事業計画書

施設名	木更津市火葬場
団体名	
所在地	
代表者氏名	
担当者氏名	
電話番号	
FAX番号	

次の事項についてお考えをご提示ください。

1 火葬業務について	
2 仕様書等に基づく施設の維持管理等について(年間の計画を含む。)	
3 施設を運営するための人員配	
4 法令等の遵守について	

5 公共性・公平性について	
6 個人情報保護のための方策について	
7 利用者へのサービス向上のための方策	
8 利用者のトラブルの未然防止と対処方法	
9 緊急時（災害や事故）の対応について（利用者の安全確保を含みます。）	

※記入欄が不足する場合には、本様式を参考に別紙で添付してください。

(様式第2号)

令和 年 月 日

収支計画書 (令和 年度)

団体名 _____

1 収 入

	収入額 (単位:円)	備 考
木更津市火葬場指定管理料		
自主事業による収入		(参考) 売店設置 自動販売機設置
その他		
合 計		

(注1) 1年間(12か月)の収入額を記入してください(年度ごとに作成してください)。ただし、令和4年度分は8箇月分の記入をお願いします。

2 支 出

	支出額（単位：円）	積 算 内 訳
人件費		(参考) 場 長 1名 業務員（火葬業務等担当）2名 業務員（待合場業務担当）1名
消耗品費		(参考) 火葬炉消耗品、待合場消耗品外
印刷製本費		(参考) 火葬済証明証封入用封筒印刷代
電気料		(参考) 電気料
水道料金		(参考) 水道料
燃料費		(参考) 灯油代
修繕費		(参考) 火葬炉設備、本館・待合棟設備外
通信運搬費		(参考) 電話料・ネット通信料 施設等の保険料
保険料		(参考) 施設等の保険料
使用料		(参考) NHK受信料、AED設置料
手数料		(参考) 浄化槽・地下燃料タンク法定検査 手数料
委託料		(参考) 火葬炉保守管理業務、電気工作物・消防設備・ 空調設備・浄化槽保守点検業務、貯水槽清掃 業務、残骨灰等の収集及び処理業務、除草・ 剪定業務（敷地全体）、可燃ごみ処分費
一般管理費 現場管理費		
合 計		

(注1) 1年間（12か月）の支出額を記入してください（年度ごとに作成してください）。ただし、令和4年度分は8箇月分の記入をお願いします。

(注2) 人件費の算出にあたって、職種の兼任は可能ですが木更津市火葬場勤務者は4名とします。
なお、勤務者について男女の別は問いません。

(様式第3号)

団体役員表

役職	氏名	生年月日
この表は、指定管理者から暴力団等を排除するために下記の暴力団排除措置事由の該当の有無を木更津警察署に照合するためのものです。		
	所在 氏名 代表	印

暴力団排除措置事由

- ①暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。）又はそれらの利益となる活動を行う団体であるとき。
- ②役員等が暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定するものをいう。）もしくはこれに準ずる者（以下「暴力団関係者」という。）であるとき又は、暴力団関係者が経営に実質的に関与しているとき。
- ③役員等が自社、自己もしくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしているとき。
- ④役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与しているとき。
- ⑤役員等が、暴力団または暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- ⑥役員等が、暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。

(様式第4号)

令和 年 月 日

連合体構成団体

(連合体の名称)

[代表 構成団体]

団体の役割			
所在地			
名称		代表者名	
担当者名		部署	
電話番号		電子 メール	
Fax 番号			

[構成団体]

団体の役割			
所在地			
名称		代表者名	
担当者名		部署	
電話番号		電子 メール	
Fax 番号			

[構成団体]

団体の役割			
所在地			
名称		代表者名	
担当者名		部署	
電話番号		電子 メール	
Fax 番号			

(備考) 連合体を結成して公募に参加する場合はこの様式を提出してください。また、合体構成団体の数が三者を上回る場合は、この様式に準じて様式を作成してください。

連合体協定書

木更津市長 渡辺 芳邦 様

連合体名
代表者 所在地
法人等名称
代表者氏名



木更津市火葬場の指定管理者の公募に参加するため、募集要項に基づき連合体を結成し、木更津市との間における下記事項に関する権限を代表に委任して申請します。

なお、当該件名の指定管理者に指定された場合は、各構成団体は木更津市火葬場の指定管理者としての業務の遂行及び業務の遂行に伴い当共同事業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負います。

連合体の名称	
連合体の代表者 (受任者)	<代表構成団体> 所在地 法人等名称 代表者氏名 【連合体における役割】
連合体事務所所在地	
連合体の 構成団体 (委任者)	<構成団体> 所在地 法人等名称 代表者氏名 【連合体における役割】
	<構成団体> 所在地 法人等名称 代表者氏名 【連合体における役割】
連合体の成立等	設立日 令和 年 月 日 当連合体の構成団体の脱退又は除名については、事前に木更津市の承認がなければこれを行うことができないものとします。
委任事項	1 指定管理者の指定の申請に関する件 2 協定等締結に関する件 3 契約及び経費の請求受領に関する件 4 その他 ()
その他	1 本協定書に基づく権利義務を他人に譲渡することはできません。 2 本協定書に定めのない事項については、構成団体全員により協議します。

(備考) 連合体を結成して公募に参加する場合はこの様式を提出してください。また、連合体の構成団体の数が三者を上回る場合は、この様式に準じて様式を作成してください。

(様式第6号)

令和 年 月 日

質 問 書

木更津市火葬場指定管理者募集要項等について、次のとおり質問します。

団 体 名	
所 在 地	
代 表 者 氏 名	
担当部署及び 担当者氏名	
電 話 番 号	
F A X 番 号 又は電子メールアドレス	
質 問 事 項	
質 問 内 容	

※質問事項1問につき本様式を1枚使用し、質問内容は簡潔にまとめてください。

木更津市火葬場指定管理者候補者選定評価表【〇〇〇〇株式会社】 委員名：_____ (標準型)

選定基準 (条例規定事項)	審査(評価)基準	配点	採点(○で囲む)					採点の参考とする事項等
			a	b	c	d	e	
1 事業計画に基づく管理により、公の施設における利用者の平等な利用の確保に配慮されたものであること(指定手続等に関する条例第4条第1項第1号)	(1) 管理運営の理念、姿勢について ・申請団体の経営理念は、利用の平等性の観点から適切か ・施設の設置目的と提案された運営方針が合致しているか	10点	10	8	5	2	0	・事業計画書
	(2) 利用者の平等な利用の確保について	10点	10	8	5	2	0	
小 計		20点	点					
2 事業計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること(指定手続等に関する条例第4条第1項第1号)	(1) 施設の設置目的との適合性について	4点	4	3	2	1	0	・事業計画書 ・収支計画書
	(2) 利用者に対するサービスの向上について	5点	5	4	3	2	0	
	(3) 公衆衛生、感染症等への取組みについて	5点	5	4	3	2	0	
	(4) その他新規、魅力的な提案の有無について	4点	4	3	2	1	0	
	(5) 施設の効率的運営、効率化への取組みについて	4点	4	3	2	1	0	
	(6) 施設管理の安全性への配慮について	4点	4	3	2	1	0	
	(7) 事業計画の実現可能性について	4点	4	3	2	1	0	
	(8) 指定管理料の相対的評価について	20点	別の計算による(中間点は10点)					
小 計		50点	点					
3 申請団体が公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の能力を有しており、又は確保できる見込みがあること(指定手続等に関する条例第4条第1項第2号)	(1) 施設管理への意欲、熱意について	5点	5	4	3	2	0	・団体の経営状況を説明する書類 ・団体の組織及び概要を記載した書類 ・事業計画書 ・収支計画書
	(2) 類似施設等の管理運営実績等について	5点	5	4	3	2	0	
	(3) 安定的な運営が可能となる人的能力(管理運営方式)について ・職員構成、職員数、職員採用、確保の方策、職員の研修(育成)体制等	5点	5	4	3	2	0	
	(4) 団体の安定性、継続性について	10点	10	8	5	2	0	
	(5) 団体の運営の透明性、公正性について	5点	5	4	3	2	0	
	(6) 収入、支出の積算と管理計画の整合性について	5点	5	4	3	2	0	
	(7) 収支計画の実現可能性について	5点	5	4	3	2	0	
小 計		40点	点					
4 その他別に定める基準(指定手続等に関する条例第4条第1項第3号)	(1) 社会的弱者への対応について	10点	10	8	5	2	0	・事業計画書
	(2) 災害等緊急時の対応について	10点	10	8	5	2	0	
小 計		20点	点					
合計点数		130点	点					

※ 採点基準 【a】 優秀である。(高度の能力を有している。) 【b】 満足できる。(十分な能力を有している。) 【c】 平均的である。
 【d】 物足りなさを感じる。(能力が若干乏しい。) 【e】 劣っている。(まかせることが不安である。)